

うんですが、そのうちの4月に採用した数ってほんの十数%で、80%を超える数は5月以降、6月までの間に随時採用しているんです。そういった意味では、学校がすごく頑張ってくださいっても、卒業時にタイミングが合わなくて、準備ができてても就職できない人というのがこれからますます増えてくるのかな。学校が頑張れば頑張るほど、タイミングが合わなくて、準備ができていても、一時的に地域で待つという方が出てくるかなと。そうすると、何が起こるかという、福祉のほうでは準備ができていますので、さらに質の高いサービスというのが求められてくると思います。ですので、準備が不足したために就職ができづかった方と準備が万端だったんだけど、タイミングを待つといったところも大きく分かれてくるのかなと思っています。

また、これまでずっといろいろな福祉の現場のほうの就労系、それから作業所等をたくさん見学をさせていただいているんですけども、学校も含めて施設とともに地域の企業等で普通に働けると思われる、十分に働ける方がもっともっとたくさんいらっしゃるはずだと思います。ただ、先ほど佐藤委員のほうから環境の話が出たと思うんですけども、そういった意味では、訓練内容とか仕事の内容そのものに課題があったり、環境が不十分でサポートし過ぎたために自立がうまくいかないという方、そういった方もいらっしゃると思うので、ぜひ第三者がヘッドハンティングというのもあるんですけども、もう少しこの人は十分に働けるということを見つけて、ご本人に選択肢をそれを無理に引っ張るということではなくて、選択肢を広げるようなことをやっていただきたいと思います。

あと収入増のところなんですけど、企業が福祉の現場に発注をする発注増進なんかも出ているんですけども、実際に食材とか、いろいろな部分で今動きがありまして、年間を通じて数多くの安定して品質のよいものを仕入れたいというふうな話をした場合に、どうしても単独ではこなし切れない。ですから、年間を通じた安定したものに对应するには、集団である程度個々のものをつくっているところはあると思うんですけども、それを地域に任せるのがいいのかどうか、分からないんですけど、とにかくまとまった形であれば、大きな注文に対応できるのかなと思うので、そういったところも評価していただきたいということですね。

それから、一番大きいところなんですけど、介護が必要な方、特に食事とか移動とかトイレとか、そういったものが自分では困難だという方がいらっしゃると思うんですけども、そういった重度の障害の方も今の食事と移動とトイレを介助さえしていただければ、企業に通ってきていただいて、同じ職場で働くということが可能な、例えば口でくわえたパソコンを操作していただくとか、いろいろなことができる方がいらっしゃるんですけど、今の状態ですと、福祉のほうにも労働のほうにも、そういった介護が必要な方を通勤を前提として就労するということが考えられてないように思います。ですが、在宅よりもはるかに通っていただくほうが労務管理とかキャリアアップの部分、収入の増も含めて、可能性が大きくなりますので、とにかく慣れるまでではなくて、永遠に続く、働ける間じゅう必要なものというのを支援できるような仕組みというのを考えていただけたらいいなと思いま

す。とにかくまとめて選択肢を増やしていくのと、本人が選択をするといったところを重点に強化していただければなと思いました。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

幅広い観点の中からのご発言でございましたし、この中で事務局のほうで省庁間の状況、施策、就労ということに関して施策が今横にどのように連携されていっているのか、そういった状況等がもし何か皆様方にご報告できるような状態がありますならば、省庁間の連携はこういうふうになっている。それから、制度と制度の隙間は今こういうような状態で埋めようとしているとか、あるいは障害者の潜在能力ということ、こういったことも含めて、こんな方向性の中で今あるというようなことがもしあれば、ちょっとだけ出していただければと思います。

はい、どうぞ。

○蒲原障害福祉課長

これから具体的な連携については、皆さんの意見をもらいながらやっていきたいと思えます。

現在で言いますと、1つは労働との分野で言いますと、いわば福祉の側から就労の側に移るときの相談支援、あるいはサポートを一貫してやろうといった意味では、就業・生活支援センターという制度がございます、これは現在今年度で大体200カ所ぐらいを目指しておるんですけども、将来的にはこれを400カ所に増やしていきたいといったことで、福祉と労働との間で一つ連携を図っております。

一方で、先ほど箕輪委員からございましたとおり、現在の就労移行支援といういわば自立支援法における体系でやっている一般就労への移行のサービスと、先ほど話がございました能力開発行政でやっているいろいろなものとの関係整理、さらに言えば、労働側でも現在いろいろな助成金、あるいは納付金財源のお金を使って、一般就業の場でいろいろなサポートをしております。そうしたことと我々福祉の側でやっていることの施策がどういう関係なのかということは、これからよくその在り方を考えていかなきゃならないというふうに思っています。

もう1点、教育のところについて申し上げます。

これは障害があるお子さん、あるいはそうじゃないお子さんをできるだけ一緒の場でいろいろな学んでいけるようにする、あるいは就学前であれば幼稚園、保育園でもそういうふうにしていけるようなことにすべきでないかという声が幾つかのところから伝わってきています。現在、障害児についてもいろいろな検討の場で検討しておりますけれども、そうした中で、例えば中高生、高校生ぐらいになったときに、いわば早目、早目に地域での暮

らし、あるいは就業といったことをできるだけ多く体験していく。これは特に長期休暇なんかのときに、いろいろな活用をすべきじゃないかといった声がございます。こうした声を頭に置きながら、文部科学省とよくその辺のところでは何ができるかということは、これから考えていきたいというふうに思っております。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

ほかに。

どうぞ。

○宮崎委員

今、課長からお話があった教育に関して14ページのところに関連してお話をさせていただきます。箕輪委員が提出をしていただいた資料の乳幼児期から青年期前期までの幾つかにまたがる領域の動きについての特に教育に関わる部分ですが、特別支援学校の卒業生が年々増えて、これは高等部卒業生だと思われませんが、1万名程度から1万3,000名ぐらい。年によって若干の人数の変動はありますが、今、全国1,000校の特別支援学校から卒業していると思います。

今から二、三年前ぐらいまでは、就職率が23%ぐらいまで下がったんですが、また増えつつあります。現在は25%程度。県によって随分差異もあるんですが、3,000名を超える卒業生が就労をしている現実があります。

箕輪委員からお話があったように、卒業時点での企業就労にはもう少し時間が足りないというようなお子さんに関しましては、厚生労働省のほうで障害者の試用雇用、トライアル雇用の仕組みを作っていただきましたので、それを活用して就労をするという率も高まっております。今後、さらに就職率が高まっていくのではないかと期待しております。このこととかかわって、高等部段階の生徒たちに関しましては、教育支援計画の中で移行支援計画というものを作成しまして、企業、ハローワーク、その他関係機関と連携をして、社会に出すという仕組みをつくっております。特に支援のための職業支援センターなどの指導員の方がインターンシップ（職場実習）のときに付き添ってくださったりするなどの動きも出ておまして、それが就労にかなり有効な手だてになっているかと思えます。また、ハローワークさんの最近の動きも大変活発で、ハローワークで実習を受け入れてもらうといったようなことを積極的に進めていただいているというような動きなどがございませぬ。

ただ、今日のテーマでいきますと、家庭的になかなか難しい問題がある場合の生活支援をどうしていくのか、つまり居住に関する問題でクリアしなければ社会自立できない生徒たちが結構おまして、いわゆるグループホームに即移るとかというようなことはなかなかできませんので、余り増えていないんですが、生活寮でありますとか、通勤寮といった、

学校から即企業に移る場合の住まいの保障といったような問題についてどんなふうに支援をしていくかということが大きな課題になっています。

通勤寮が実は3年程度ぐらい企業就労した生徒たちの支援をしているんですが、今後住まいの保障という点で企業就労する場合に大きな役目を果たしていくのではないかなというふうに思っております。学校教育の中で企業就労への支援体制を組んでいる関係から申し上げますと、様々な施策展開の中で居住保証の視点が強く求められるというふうに思っております。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

宮崎委員からの実態に即した今後への提言だったと思います。

どうぞ、星野委員。

○星野委員

1つは、今お二人からの話でまず企業就労を目指すべきという意味で言えば、労働施策がいろいろ力を出し始めていただいていますけれども、福祉施策と連携というよりも本当に統合した舞台をぜひつくっていただきたい。そのときはもっと高い雇用率の数値を目標に掲げていただきたい。日本は今1.8%ですけれども、その制度の後発のお隣の韓国でさえ、日本より高い雇用率だと聞いています。3%とかですね。2かなと思っていたら3という話も聞いていますから、ちょっとそこは確認したいと思います。ヨーロッパ辺りにいきますと5%、6%。本当に働きたいという障害のある方々の数、気持ちをきちんと整理しながら、そういう方向性をつくっていくということが大事なのではないのかなと。そして、そこをきちんと向かっていくということがまず一つ。

それから、雇用率をそれだけ高めて向かっていても、なかなか一般企業で働けない方々も実際にはいらっしゃる。働きたいと願っても困難な方々も多くいらっしゃるわけで、そういう意味で20ページで福祉的就労の底上げという言葉が出てき、工賃倍増計画という話で5か年計画という話が出てきたり、あるいはその後押しで今日のご説明にもありましたけれども、企業の発注促進税制とか、いろいろ幅広くに支えの仕組みを言ってくださっていらっしゃる。また、国会では官公需の優先発注制度等の提案も出てきたということで、働きたいと願う方々の幅広くの受け皿をきちんとつくっていくには、仕事がないと働けないという実態があります。それともう1つ前回、あるいは今日の前半でも少しお話しをしましたが、そこを支える弱さが非常に今回の自立支援法では目立ちます。とりわけ就労継続支援事業B型については、今日の数字でもお一人につきの支援の平均値が出ていますけれども、これまでの旧法の授産施設の本当に4割減ぐらいの数字になっております。

そこで、工賃倍増計画と言われても、もう職員は息が上がっております。それに加えて、

なかなか職員のなり手がいないというところもあって、大変つらい思いをしております。ここら辺の基本的な見直しをいただきたい。

それから、堂本知事のメッセージの中にもおっしゃっていますが、一般就労移行支援事業で実はまた職員のほうで息が上がってしまって、あるいは事業としても息が上がってしまっている事態が来て、出せば出すほどつらい事業になっている。さっきも4月で就職なんていうのは本当に少ないという話が数字で出たわけですけども、職員の配置基準は前年度の利用者数によって配置が決めます。10名ぐらいが就職していくと、その後がすぐいるわけではない。就労移行支援事業は今のやり方ではなかなか難しいという話が出てきておりますので、その辺も検討が必要だなというふうに思っております。

最後ですが、どう考えても働く場で利用料というのはおかしい。直接利用者がその気持ち強いというところを繰り返しになりますが、お伝えをしたいと思います。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

それでは、福島委員、お願いいたします。

○福島委員

就労と所得保障ということですけども、意見を申し上げる前にちょっと感想を。

前半のこれまでの話を伺っていて、私は大濱さんが出された事例というのは非常にシンボリックだなと、象徴的だなというふうに感じますが、私が持っている障害とは異なりますけれども、呼吸器をつけて24時間、地域で暮らそうとする場合、確かに相当の財政負担が必要なわけですけども、だけれども住み慣れた地域で暮らすことができないので、ほかのところに引っ越すことになっても、引っ越し先で本音としては迷惑がられるということ、これはさらっと聞いちゃいましたけれども、これは考えたらすごいことですよ。

要するに、あなたの命は迷惑だと言われているのと同じことで。私たちは自立支援法であるとか財政の在り方などを冷静に議論しなければいけないんですけども、一方では例えばこういう事例を聞いてどう感じるか、私たちの感性や感受性というものが問われているんだろうと思います。私自身は、個人的には自立支援法は例えばこうした事例に対応できない仕組みになっているのであれば、抜本的な見直しないし改正、あるいは来年には間に合わないかもしれませんが、将来的には発展的解消も含めた展開が必要なんだろうなと思っております。

その上で、ここでは今の枠組みにのっかって意見を申し上げると、所得保障というのが非常に重要になってきますが、これは就労の支援とセットでというのはもちろんそのとおりだと思います。ただ、例えば今日の資料で抜本的見直しの報告書の抜粋でも出ていますが、例えば工賃倍増計画、5か年計画ですか、今日の事務局のご説明だと、ターゲットと

する平均的な工賃が1万2,000円ぐらいだというお話があって、その1万2,000円という設定自体もやや高いように思いますが、つまり実際はもっと少ない人も多いと思いますけれども、それにしても1万2,000円が仮に2万4,000円になったところで、これは働いた対価として十分と言えるのかというのは答えは明らかなわけで、所得保障の部分、具体的には障害基礎年金等の充実がどうしても必要だろうと思います。見直しの案がありますように、障害基礎年金を2級を1級にするとか、1級を10万円に引き上げる、あるいは住宅手当を新しく設けるといったことを検討するというふうに課題が書かれていますが、これはぜひ検討というレベルではなく、実現の方向で進めていただかないと、工賃を倍にしたところで、そのことは大変すばらしいことなのですが、絶対レベル、絶対額が少な過ぎるので、何とかそこを尽力いただきたいなというふうに思っております。

以上、感想と意見です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

今の点についてよろしゅうございますでしょうか。事務局のほうで何かございますでしょうか。

○川尻企画課長

所得保障の関係につきましては、年金制度の話もありますし、あるいはそれから財源の話もありますので、この障害者部会でご議論いただくこともあると思いますし、ほかの部会でご議論いただくこともあると思います。

それから、大きくは社会保障全体に関わる話ですので、社会保障国民会議というのも動いております。そういう大きな流れの中で、私ども特に障害者行政として何ができるかというのをここでご議論いただいて、それを関係のところにもつないでいくということを丁寧にやっていきたいと思っております。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

それから、事例が持つ真実性というのは、ここにおいで委員の皆様方は大変問題視、あるいは共感性の中で拝聴をさせていただいていらっしゃると思いますので、その点についてもよろしく願いいたします。

川崎委員の後に副島委員という形でいきたいと思いますが。

○川崎委員

精神障害者の就労、雇用について少し意見として申し上げさせていただきます。

実は精神の人の就労、雇用につきましては、大変に制度的にも、支援的にも遅れている

のがまだ現状であります。しかし、ここでやっと法定雇用率1.8%に加算されるということで、今回のハローワークのデータでも精神の人が増えているという実情がありますけれども、なかなか実際問題、企業側としてはなかなか精神の人の大変に難しい対応が、それでこの1.8%の中になかなか精神の人が入っていないというのが実は現実ではないかと思っております。そこで、ぜひともこの1.8%の中に精神障害者を実数としてちょっと入れていただきたいなというのが一つの私の意見です。

それと、実はハローワークで精神の人の雇用が伸びたということは、実はジョブコーチとか地域での支援体制、そういう十分な体制、言ってみれば人的な支援があつての達成率だったと思っております。実際、今精神障害者でこの自立支援法につながっているといひますか、使っている人は8%弱です。20%ぐらいの人しか使われていないという、8割弱の精神の方が言ってみれば引きこもりの形で家庭で家族が対応しているという、こういう人たちを何とか仕事をしたいという声が大変大きいもので、私たちが就労につなげたいと思うんですけれども、今回の自立支援法のように、就労を大きな目玉にして就労移行、就労援助事業が立ち上がっておりますけれども、なかなか今まで福祉的な就労、例えば作業所に行って、言ってみれば一日行っても何もしなくてもいいような、そういう環境が今までありました。

それはとても精神の人にとっては大切な場です、家から出られる。3時間でも4時間でも作業所に行って、そこでいわゆる社会参加ができていた形だったと思うんですが、今回なかなか自立支援法ではそういう精神の人のいやしの場的なものがなくなっておりました、実際今回の支援法につながっていない人がかなりいるということもデータです、このような引きこもりの人を何とか自立支援法につなげるためのこれは先ほどからもケアマネジメントということが言われておりますけれども、そういう在宅の方へのケアマネジメント、それは例えばホームヘルプ事業だけでなく、相談も家族が望んでおりますことは来てほしいということなんです。自分たちが向かうのではなく、困っているときに来てくれる相談、それは24時間体制の電話相談でもいいんですけれども、そういうものが欲しいというのが非常に家族の立場から出ております。

今回、自立支援法の中でもかなり居宅事業を進めるとか、往診の話とか、いろいろと相談事業も拡張されるということですが、24時間見守り体制、それが恐らく精神だけでなく、知的の人にも、それからそれを抱えている家族にも大変に必要なことではないかと思っております、少し精神の側としての意見として申し上げさせていただきました。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

それでは、副島委員、そしてその後に小澤委員が挙げてらしたと思います。小澤委員はいいんですね。じゃ、生川委員、そして伊藤委員、それから君塚委員、こういう順番でち

よっとやっていきたいと思ひまして、その後は時間をとひうことひ皆さんにお諮りをさせ
ていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副島委員

知的障害の分野からお話をさせてもらひます。

特に所得保障については、就労という問題もあるんだけれども、その前に生きていくた
めの所得保障というのがどうしても必要です。障害基礎年金だけでは生活ができないとい
うのが実態です。福祉サービスを利用することひよって、生活するその上に利用者負担が
発生したということになると、当然障害基礎年金だけでは地域では生活できない。そうい
うような状況がまず一つあります。

それから、今の所得保障の中にも、先ほど言われまひた家賃補助、家賃の手当て、これ
を何とか具体的な方法をとっていただければ、少しでもプラスになると思ひます。

それから、就労についてですけれども、障害の程度に関係なく就労できるというのが我
々の考えだし、先ほどの委員の方からもそれが出たことはうれしいことひです。ただ、問題
は障害者の就労に対して、本人も親も含めて支援者、企業、社会、それぞれの就労に対す
る意識がどうしても低いと思ひます。もちろん自立支援法に対しての就労支援の取組にし
ても、そこは十分じゃないと思ひし、特に学校を卒業して福祉施設に入る人が結局は多い
です。福祉施設に入った後の就労に向けての取組は、本当に1%から2%というのは、こ
れは一体何が問題なのかということをしかり考えていかなければならないと思ひます。

その時、問題は就労の継続ということを考えてときに、生活の安定がどうしても不可欠
です。生活の安定をするためには、生活支援というのがそこに伴ってないといけないと思
ひますので、就労支援と生活支援はまさに本人の自立に向けての両輪であるということ
を考えて取り組む必要があると思ひます。

それから、もう1つは地域の生活と今の就労に向けての取組で共通部分があります。そ
れは生きていく上での権利というのがなかなか社会の中で認められてないということひ
すなわち障害者権利条約、ここにおける就労とか地域で生活するとかということひ対す
る本人の権利をどう保障していくのかということも絡めて、この問題と一緒になって考
えていく必要があると思ひます。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

それでは、生川委員。

○生川委員

生川です。

先ほど来、お話を伺ってしまして、私自身ケアマネジメントというか、これの重要性を前から感じていたんですけれども、今日前半からお話を伺ってしまして、その重要性をますます感じるというところがあるんですが、例えば先ほど就労支援ということがありましたけれども、いろいろな仕組みがあって、それを利用して就職をされる方は増えているということなんです、実際に私は今教育学部の教員をしていますが、その学生の中で大学院生として、特別支援学校からいわゆる私のところに来ている学生さんがいらっしゃるんですけれども、その方はしばらく特別支援学校で就労担当というか、それに当たっていた方なんです。その方の話を聞きますと、就職をしたはいいいんだけれども、その後フォローしなければいけないと、それをだれがフォローするかといたら、結局学校の教員と我々全てのもちろん人じゃないんでしょうけれども、例えば自分だったら自分がかなり学校時代に就労に対して関わったので、私がやらなければならないと。ならないというか、やっていますと。

そういうことを何年も続けていますと、そういうケースというのをどんどん、どんどん抱えることになっていきますというようなことを今私のところに聞いている学生からそういう話を聞くんですけれども、そういうことを聞くにつけても、もしそういう方のケースをうまくマネジメントしてくれるようなケアマネージャー、もしくは就労支援マネージャーというんですか、そういうような方がいらっしゃれば、学校の先生が何年も、何年にもわたってやる必要もないというか、助かると思うんですね。

それと、あと今日箕輪委員のほうから配られていました資料ですが、このライフデザインというようなものがありますけれども、これなんかも就学前の段階から、例えば障害者手帳、療育手帳なり身体障害者手帳なり、そういう手帳を交付した時点で、これは夢のような話かも分かりませんが、ケアマネジメントというか、ケアマネージャーとか、支援マネージャーというのがあなたのこれから先マネジメントをしてくれる方はこの方ですよという支援マネージャーなりケアマネージャーなりというのがきちっと定まれば、その方に相談に行けば、ちょっと困ったときは助かるというようなことでいけると思うんですね。

それで、例えば特別支援学校なんかに入りますと、就学した時点で個別の教育支援計画というようなものが立てられるかと思うんですけれども、そういうときにはもちろん支援マネージャーといいますが、ケアマネージャーは関わって、どういうふうに個別に教育支援計画が立てられるんだと、あるいは高等部辺りになって、移行支援というんですか、そういう移行支援計画というようなものを立てるときにはもちろん関わると。

さらに、卒業して就労してからも、個別の支援計画、そのときの作成にも関わるということで、一貫したケアマネージャーというんですか、あるいは支援マネージャーという方がこれは障害の重い、軽いにかかわらず、そういう方がいらっしゃれば、障害のある方が戸惑うこともなく、なおかついいといいますが、その場合に支援マネージャーとか、ケアマネージャーの力も大いに関係してくるかと思えますけれども、その点ではちょっと

話が横道になるかも分かりませんが、社会福祉士という仕組みが今ありますね。社会福祉士の方はいっぱいいるんですけども、その社会福祉士の方を十分に生かしてないというか、介護福祉士の場合は結構介護福祉士を持っていることが仕事につながっていますけれども、社会福祉士の方の場合にはケースワークというか、そういうところで十分に生かされてないような気がしますので、そういう支援マネージャー、もしくはケアマネージャーと言える方は社会福祉士を持っている方が当たるとか、そういうような仕組みになってくれば、随分また変わるのではないかと思います。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

皆様方に少し諮ってまいりたいと思いますが、予定されていた時間は4時まででございますが、先般少しオーバーしてもいいんじゃないかというような暗黙の了解もございましたけれども、皆様いかがでございますでしょうか。先ほどお手を挙げていただきましたあとお二人がいらっしゃいますが、そこまで行ってよろしゅうございますか、それとも……。

○竹下委員

延長していただきたいと思うんですけども、長時間じゃないと思うので、私も若干発言をしたいので。

○潮谷部会長

そうしますと、今予定されている方が伊藤委員、君塚委員が予定をされておりますので、それから安藤委員ですね。ここ辺りまででよろしく願いいたします。

伊藤委員、2回目ですので、だれかに譲る気はありませんでしょうか。

○伊藤委員

実は第1回目のときに部会長にお話ししたとおり、欲求不満で帰ってしまいましたので、申しわけございません。しかも先ほどの地域移行や住まいのところでも、実は積み残しがございました。

そこで、2点なのでございますが、1点はどうしてもこれを言わないと自分たちのところの協議会に戻れないという深刻なものを背負ってまいりました。それはぜひとも地域移行、住まいの確保ということで身体障害者のグループにもぜひともケアホーム、グループホームを早急にお認めいただきたいということが第1点でございます。

第2点目は先ほどいろいろな委員の方から話がありました、マネジメントといった相談支援の事業が極めて大事であるということに加えて、居住サポート事業というものをもっと全国的に強力に押し量っていただければと、かように思っているところでござい

ます。

そして、先ほど大濱委員のほうからありました呼吸器をつけてという話がありました。実は私ども前身というか、もとは重度更生及び療護施設という、ここが母体なのでございますが、現実に私の施設にも現在ALSの呼吸器をつけた方が2名おります。もう三、四年になりますでしょうか、お一人の方が呼吸器をつけて、最後は我が家でという家族の思いもございました。本人は全く自己決定できません。ナースコールを押すことさえできない状況でした。

さて、これでどうしたものかということで、いろいろ行政にも相談をし、関係機関にもいろいろなところにも相談しました。まずは医師会、看護師協会、支援センター、そして東京電力、人口呼吸器に電源が必要でございますので、そういったところのご協力をいただいて、やっとなんと地域にというか、地域移行じゃなくて在宅でございました。

そういったことを思いますと、本当に重ねてでございますが、施設もそうですし、ご家庭、ご本人を含めてのマネジメント、ケアマネジメントをどう立てていくのかということの相談事業というのをしっかり確立していかなければ、お互いに悶々として、なかなかご本人の意に沿った形を整えることはできないと、こういうふうに思います。

そして、所得保障でございますが、私どもの施設の中にも年金の未受給者という方が何人かおります。ぜひとも今回給付の在り方、あるいは給付の水準の問題、あるいは給付の要件の問題、こういったことを踏まえて、利用者の生活の実態というものを十分に踏まえて、総合的にご検討、見直しをいただきたいと思っております。

最後に、私どものこういった施設の中には、養護学校から高等部を卒業されて日中活動等々、利用される方が増えてきておりますが、その中で特に思いますことは、高等部を卒業されて障害児の方が自立していく中で、最初から福祉の枠組みの中で守ってしまうということよりも、なるべくできることなら一般企業での就労を少しでも進めて、そしてそういった生活の部分福祉が支えるという、こういった少しかじ取りもこれから必要なのではないかと、かように思います。

以上でございます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

それでは、引き続いて君塚委員、お願いいたします。

○君塚委員

最初に離職者の数を聞いたことと絡みますけれども、自宅から一般就労している脳性マヒとか二分脊椎の方々が過労とか人間関係とかで、職場をやめざるを得なくなった、そういう方を外来で何人もフォローしています。不眠ですとか自殺念慮とか、うつ状態が長く続いて、結局辞めてしまいますが、それでも後もなかなか対応できないという難しさがあ

ります。

先ほど箕輪委員からフォローアップが大事だ、生川委員からも養護学校からのフォローの話がありましたけれども、本当に頑張ってやっと就職したのにつぶれてしまっているという現実をぜひ認識して、就職後もバックアップすべき体制を見直してほしいと思います。

文部科学省の話が出ましたけれども、文部科学省には養護学校の先生方に卒業3年後を中心に夏休みを利用してフォローしてはいかがかと議論もありました。今、生川委員のお考えは逆だったんですけれども、しかし、昔はずっと養護学校の先生方がフォローしていたのですが、今はできなくなっていますが、フォローの一つの方策としては、そういうこともあるかなと思います。

もう1つは、浜井委員から触法者の犯罪社会学という話がありましたけれども、子供のときから自尊感情とか、自分がこういうことができるということの自信をつけるという予防的な早期介入が基本的に重要だと思います。家族への、あるいは本人への心のケアという形での障害の受容ということが核になると思います。障害児の在宅に障害者自立支援法が導入されました。その中で、現在、重度の短期入所の方を受け入れられるだけの施設側の能力が不足していて、お断りせざるを得ないという状況があります。それから幼少ほど障害が重度複雑化しておりまして、そのためにNICUから出られない重たいお子さんがたまってきていて、大きな問題になっていると思います。

そうした中で、一方では虐待も増えています。そして、措置と契約かを検討する時に、措置率が各県でばらばらというのもありますけれども、一方で私たちの全国の施設で平均未収金が6%に上がっていて、これから増えていくという懸念があります。そういうことも障害者自立支援法における課題として、2点ほどあります。

これは委員の意見に対する反論なので、余分かもしれませんが、施設に入っているのが障害なのだというご意見があったのですがそんなことはなく、自宅から肢体不自由児で養護学校に通っているお子さん方の全国の肢体不自由児の1万8,000人のうち毎年50人に一人が病気で亡くなられております。在宅です。そういう意味で、施設入所が障害であると短絡的に考えるのはおかしいと言うべきであり、利益誘導という話も、一般的にまだ社会資源のほうが強者であるので、危険を含む面もあり、利益誘導でうまくいけばいいかもしれませんが、むしろ危惧すべきではないかと思っていますので、補足させていただきます。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

それでは、最後でございますが、安藤委員、よろしく願いいたします。

○安藤委員

ありがとうございます。

まず、就労の確認ですけれども、14ページに一般就労の現状、特別支援学校から一般企業への就労が25%ありますね。この特別支援学校というのは、ろう学校も入るわけです。盲学校、養護学校も入るわけですね。養護学校ですね。だから、この25%について、障害児別々の分析が必要ではないかということですね。

もう1つは地域別々の分析が必要ではないか、企業と産業基盤がしっかりしている地域と地方ではこんな就労においては大きく変わってくると思うんです。地域差があるということで、障害別、地域別に検討が必要だということですね。

それと、自立支援法の一番の問題は、障害者や家族、それと施設関係者に大きな負担をかけているということです。その負担をどう軽減するかについてを福祉行政の中でも一生懸命取り組まれておりますけれども、どう軽減するための環境を実現するかが非常に大切になってくるのではないかと思います。

例えば、雇用施策についてもハローワークもさっき出しましたけれども、ハローワークの障害者対策というものは全く進んでいない感じです。たとえば言いますと、聴覚障害者の就労に関してですが、ハローワークの手話協力員については、予算的にも全面的に減らされる一方で、昨日まで私たちは福井で全国ろう者大会を開いていたんですけれども、そこでハローワークの手話協力員をどう補充していくかが大きな課題になっているわけなんです。福祉行政がいろいろ努力されていますけれども、労働行政できちんとこの雇用施策を中心、重点的な施策としているかどうか非常に大切な問題だと思うんです。

それと、地域生活への移行という面ですけれども、6ページの地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳がありますね。その中で一番パーセントが大きいのが自宅ですね。括弧で家庭復帰になっていますけれども、家庭復帰というより家庭引きこもりじゃないかと思うんですけれども、つまり施設に自己負担とか、そういった負担でいられなくなって、出なくてはならない。家庭に帰らなくてはならないという現状もあるのではないかと思います。地域に移行する場合でも、ちゃんと移行できる環境というものをどのように進めてきたか、その環境をこの2年間でどう支えてきたかというようなデータというのが見えない感じですが、現状を数字で出すだけで、2年間にわたってよく支援方法を障害者とか、家族とか、社会的にも納得される方法で、行政にとってどんな環境をつくってきたかというようなデータが見えない感じですが、いかがでしょうか。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

ただ今安藤さんから言われたことに関しまして、ページ14とページ6ですけれども、1つは地域への流れの中で、もう少し内訳的に詳細に養護学校等々からの状況も含めて出すという方向をお願いします。

それから、6ページのところに関して、もし地域移行へという困難性の中で、環境との連携と、連動というようなものがあるとするならば、そういった点も含めて明らかにとい

うことをございましたので、もう一度その点のことを次回によろしく願いをしたいと思
います。

皆様方もそれぞれ委員の方々からのご意見に対して、自分の立場からの意見をしっかりと
出したいと、こういう思いにかられていらっしゃる方、挙手を何回もされたと思います。
すみません、1回か2回で本当に終わらせてしまいましたけれども、どうぞ多くのお立場
からのご意見を賜りたいという気持ちがございしますので、論議が深まらないとお思いにな
らないで、今後につなげて事務局はいくという信頼感の中で、ぜひご了解をいただきたい
と思います。

私の役割はここで終わりにさせていただいて、事務局にバトンタッチいたします。よろ
しく願いいたします。

○川尻企画課長

本日はご熱心にご議論いただきましてありがとうございます。

部会長からのご指示いただいた資料につきましては、できるだけ間に合うものは次回に
用意をしたいと思います。

それで、次回は第34回目になりますけれども、6月30日の月曜日、2時からということ
で予定をしております。正式なご案内は追って差し上げたいと思います。

以上でございます。

どうもありがとうございました。

(了)